

山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例に基づく施策の推進方針

令和3年3月策定

令和7年1月改正

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指して山陽小野田市笑顔でこころをつなぐ手話言語条例（令和2年山陽小野田市条例第54号）第6条の規定に基づき、山陽小野田市における手話に関する施策を推進するための方針を次のように定めます。

第1 手話に対する理解の促進及び普及に関すること

1 施策の基本的方向

市民一人一人が、手話が言語であることを理解し、市民にとって手話が身近なものになるよう、手話に触れる機会を設け、ろう者及び手話について学ぶことができる環境づくりに努めます。

2 推進施策の内容

- (1) 市の広報紙、ホームページ等を活用した啓発活動の実施
- (2) ろう者及び手話への理解を深めるための講座等の開催
- (3) 手話に対する理解と関心を深めるため、手話の日（9月23日）を中心に、手話に関する行事等の実施

第2 手話による情報の発信及び取得に関すること

1 施策の基本的方向

手話による行政情報等の発信、行事等での手話通訳者の派遣等により、手話による情報の取得ができる体制を整備し、社会参加の促進に努めます。

2 推進施策の内容

- (1) 音声言語による行政情報の発信時に、手話による情報発信を実施
- (2) 市主催の各種行事及び事業等における手話通訳者の派遣

第3 手話による意思疎通支援に関すること

1 施策の基本的方向

ろう者が、周囲の状況を把握することができず不安を感じることがないよう、また行政サービス等を適切に受けることができるよう、コミュニケーション手段として手話を使用することができる環境の整備に努めます。

2 推進施策の内容

- (1) ろう者への手話通訳者の派遣
- (2) 市役所における手話通訳者の設置

第4 手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること

1 施策の基本的方向

手話通訳者の養成について継続的に取り組み、手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に努めます。

2 推進施策の内容

- (1) 手話奉仕員養成講座等の継続開催
- (2) 手話通訳者の役割及び魅力の発信

第5 その他の事項

本方針は、各施策の実施状況を検証の上、必要に応じて見直しを行うものとします。